

第一百二十九回

参議院地方行政委員会議録第三号

平成六年三月二十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十九日

辞任

三重野栄子君

補欠選任

瀬谷英行君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
岩本 久人君
石渡 岩崎
釣宮 有勵
太田 犬野
豊秋君
正治君
昭弥君
鑑君
要人君
公堺君
則之君
功君
松浦 関根
久世 鎌田
大森 濱谷
綱子君
昭君
英行君
三重野栄子君
安永 英雄君
長谷川 清君
山崎 順子君
西川 訓弘君
佐藤 漢君
鐵三君

| | |
|--|---|
| 自治大臣官房長 務審議官 自治省行政局長 自治省財政局長 自治省税務局長 厚生省保険局長 民健康保険課長 | 遠藤 安彦君 松本 英昭君 吉田 弘正君 湯浅 利夫君 石本 宏昭君 佐藤 勝君 |
| 事務局側 常任委員会専門 員 | |
| 説明員 | |

本日の会議に付した案件

○地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(地方財政の拡充強化に関する決議の件)

○委員長(岩本久人君)　ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鎌田要人君　私からは、地方分権に関する事項、それから地方税法等の一部を改正する法律案につきましての若干の質疑を行いたいと存じます。

まず、第一の地方分権に関する事項であります。が、地方分権に関する自治大臣の率直な御見解をお伺いしたいのでございます。

○國務大臣(佐藤觀樹君)　住民にとりまして最も

身近な業務というものはできるだけ住民の近いところでやるべきであるという地方自治の思想というのは、地方分権への国民の期待が大きくなるまでも先輩各位がいろんな形で努力をされてきたことだとと思うわけでございます。

しかし、何といいましても、これだけ日本の経済が発展をしたにもかかわらず、住民、国民の皆さん方から見れば充実感と申しますようが、豊かさ、ゆとりというものが感じられないというのは、国を中心としたとして行政というものが極めて統一的、一律的、画一的ではなくつたどうかという反省のもとに今地方分権の大きな期待というものがあるんだと思っております。

その意味においても、冒頭申し上げましたよう、できるだけ住民に身近なところで行政事務をやっていたら、それが総合行政主体であるところの地方公共団体がその担い手になるべきであるということできぎりまして、国と地方との仕事の役割の分担というのを、国をもつと減らし、そして住民の身近な業務というものを地方公共団体に移していくというのが私は地方分権の根本的なところだと思うわけでございます。

そのため今後も努力をしてまいりますし、また、東京一極集中ということになつて東京にいろいろなものが集中した、これもいい点もございまが、一方では大変な弊害が出てきておるところです。が、これも別の角度からいえば地方分権ということに通じてくるんじゃないだろうか。

そして、地方分権を推進するに当たりまして、今の四十七都道府県、三千三百の地方公共団体といふこのあり方自体もいろいろな角度から検討を加えていかなければならぬのじゃないだろうかと、いうふうに考えておるわけでございまして、この一年間というのはその意味では本格的な地方分権の出発点の年にしていかなければならぬという決意でおるところでございます。

○鎌田要人君　そこで、世上、この地方分権の必要なこと、地方分権の有意義なこと、これについて力説されることを聞くのであります。それが合に往々にして陥りがちな欠陥というのがござります。それは、地方分権の長所と中央集権の短所とを無意識の間に比較をしてしまいます。それで、中央集権は悪だ地方分権は善だという議論が、まともな議論としてはちょっと首をかしげたくなりますとその議論が大っぴらで横行するということがあります。このことについてどういうふうに考えるべきであります。このことについてどういうふうにお考えなのか、率直な大臣の御見解をお伺いいたしたいのでございます。

○國務大臣(佐藤觀樹君)　と私はこの五十年の人生において一再ならず見聞しております。このことについてどういうふうに考えるべきであります。このことについてどういうふうにお考えなのか、率直な大臣の御見解をお伺いいたしたいのでございます。

○國務大臣(佐藤觀樹君)　先ほどの答弁の中で当面、二十三三次の地方制度調査会の答申に基づきまして、そこらの地方自治法の改正及び関連法案、つまり中核市制度、それから広域連合制度というものを含めました法案を出させていただきますので、その点もよろしくお願い申し上げさせていただきます。

今、鎌田委員の御質問でござりますけれども、国というのは、国というよりも国家と言つた方がいいのかかもしれませんか、国家というのは国と地方公共団体で成り立っている、行政的にはそう言つていいのではないだろうか。

その際に地方分権と言いますときに、国と地方との仕事上の役割分担の問題であつて、それを戦後五十年近くたちまして、国が統一的にやつてきた部分、これは一定の時期、一定の社会情勢、経済情勢のときにはこれなりの私は効果があつたと思ひますけれども、今や豊かさ、ゆとりというも

のを感じさせるためには、国のやつてまいりましてこの統一性といふもの 부분についてもと地域で地域性を持つてやつた方がいいのではないか、個性や愛着を感じるような地域づくりという面の部分については国の権限から地方公共団体に移した方がいいのではないかということが私は本旨だと思っております。

その意味で、国のやるべきこと、外交なり防衛なり、あるいは司法なりその他の問題及び統一的に国民ひとしくやらなければならぬ部分、これはこれとして私は國の役割だと思います。

一方、地方公共団体の方は、いわば生活にかかわります、地域にかかわります問題といふのは地方公共団体により一層範囲を広げてやつていくということでございまして、国が箇所づけなりあるいは細かい補助金なり、そこまでやらなくて、それはむしろ地域を一番熟知していらっしゃる地方公共団体、具体的には知事及び市町村長の方々を中心にしてやる方が、地域名が入ったものというものは一番効率よくまた住民が望むようなことができるのではないだろうかということをございまして、中央集権の短所と地方分権の長所を比べると、よりは、おののの國と地方公共団体の役割分担、やるべき課題といふもの、國はもとと権限を減らして地方公共団体に任せせる部分を多くする、そういう視点から私はこの問題を考えいくべきだというふうに思っております。

○鎌田要人君 あなたのおっしゃることは全く

ただ、それが現実には弊履のごとく投げ捨てられておるということについてどういうふうにお考えなのか。そのところは、もうそろそろ議論の段階じゃなくて実行の段階だということを私は考えるものですから、その点について自治省を後ろに率いられている大臣の御決意のほどを伺いたいんです。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 第三次行革審の最終答申の中にも、鎌田委員が今御指摘になつてゐるようなことが指摘をされておりまして、「國の地方に対する不信と地方の國への過度の依存傾向が、地方分権への積極的な取組を妨げる一因となつてゐることは否定できない」ということが指摘をされております。これは一方では、ほんと五十年間、國が手とり足とり地方公共団体にかなり細かくいろんな指示を出してきたことの裏表であるよう気もするわけでござります。

尽きるところ委員御指摘の問題は私は二つあると思うわけでございまして、一つは、地方公共団体の行政能力につきまして國から見ると不信といふか不安というか、これが一つある問題だと思って、中央集権の短所と地方分権の長所を比べると、よりは、おののの國と地方公共団体の役割分担、やるべき課題といふもの、國はもとと権限を減らして地方公共団体に任せせる部分を多くする、そういう視点から私はこの問題を考えいくべきだというふうに思っております。

○鎌田要人君 あなたのおっしゃることは全く

ただ、それが現実には弊履のごとく投げ捨てられておるということについてどういうふうにお考えなのか。そのところは、もうそろそろ議論の段階じゃなくて実行の段階だということを私は考えるものですから、その点について自治省を後ろに率いられている大臣の御決意のほどを伺いたいんです。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 長く地方自治を担当していらした鎌田委員にびたりとお答えができます。それをお伺いいたしますと、第三次行革審の最終答申にもございますように、國は統一的に必要な施策の基本だけを論議して示し、そして具体的な実行については地方公共団体が担つていただきたいという方方がこれから國と地方のあり方の基本ではないかということが指摘をされておりますが、まさにそういう方向でこれからやっていく、これが非常に重要なことではないか。

あわせて言わせていただきたいことは、これから霞が関の各官庁挙げてどうやってこれを実行していくかということだと、こう思つておられるが、國の認識いたしましてはもうそこまで移していくかということだと、こう思つておられます。それをするときに、いいことはかなり誇張してといいましょうか、大きくいろいろな点から言つてはやりますが、やはり私はあるだらうといふに思つておられます。

しかし、本質的には委員今御指摘のように、結局、國の役割と地方公共団体の役割との仕切りと、いうものを地方公共団体の方にもつと権限を移していくというものであつて、國の統一的にやらなければならぬ各省庁のいろいろな抵触を避けていくかのと、このこと自体を全否定をするということでは國家は私は成り立たないということをまず一つ考えておきます。

それから、地方分権と言つては、じや、ここに委員会あるいは政府として国会として國の権限なり財源というものを審議の上移せばそれですが王道樂土かなどと、いま一つ大きなものが欠けているんじゃないのか。

それは、地方分権と言つては、やはり自治体自身が自治の精神を持ち、権限を持ち、財源を持ち、人材を持つてやることはもちろん大事でありますけれども、その中にやはり一番大事な住民の勞せずして地方自治を言えばそれでいいんだ、こういう考え方の論者が非常に多いように思いますが、その点について、これは自戒の意味も含めて、大臣がそういうお気持ちであるかどうかは存じませんが、私の周りにある人の意見はどうもそういう傾向があるんで、地方自治は労せずして善いものをおつしやり我々がここで言つことは本当に立派なことを言つてゐるつもりなんですが、

一番目の各地方公共団体の行政能力につきましては、ほんと戦後五十年間たちましてかなり成熟をしてきてるのではないだろうか。ただこれからの場合に、三千三百の地方公共団体というこのサイズというものが大きな権限を國から移譲すると、だと言いましても、各論になりますと、それじゃ自分の行政を地方自治体にやらせるかということになりますと、さあその段階になりますと、滑つた転んだ言つて絶対に寸土たりとも渡さないといふのが各省庁の実情。そういう状況について、あなたがそこでおつしやり我々がここで言つことは非常に多いです。

二つ目の各省庁が何でも自分のところの権限と、それをもつとおつしやり、これが自戒の意味も含めて、大臣がそういうお気持ちであるかどうかは存じませんが、私の周りにある人の意見はどうもそういう傾向があるんで、地方自治は労せずして善いものを事細かに掌握してやらせたいというこ

の傾向につきましては、まさにこれも排除、排除という言葉まで使つていいのかどうかわかりませんが、直していくことが地方分権の最も基本的なところだと思っています。

に対する反省も込めて、大臣がどういうお気持ちはありますか、その点をもう一遍お伺いいた

ます。

いろいろな意味で言われますけれども、住民自治という点が落ちているというか非常に薄いのではないか。みずから反省を含めまして、このことを今後の地方分権の中でより大きくしていかなければならぬのではないかというふうに考えております。

○鎌田要人君 そこで、若干問題の角度を変えてみたのであります。

新聞の報道ですで真偽のほどはわかりませんが、行政の縦割りの弊害の除去を図るために、例えば厚生省と労働省を合わせて国民生活省というようなものをつくるという構想が細川内閣によるべき構想の一つとしてうたわれているようですが、私はその前に、国と地方との関係この問題が新開記事になることが少ない、それだけ論議されることが少ないと、いうことが非常な不満でございまして、この点についてどういうふうにお考えになられておられるのか、あるいは国民生活的な構想をお聞きになられましたことがおありなのかどうか、その点も含めてお伺いたしたいと存じます。

○國務大臣(佐藤觀樹君) あの国民福祉税構想が出されたときに、一体政府自身が血を出し汗を出してスリム化しようとしているのか、そういうことの前提の上に税というものが成り立っていないかなきやいかぬ、國民から見ますとまだまだ國の行政は肥大化しているのではないかということがございまして、そういう意味で中央官庁の行革、統廃合といふものもやつていかなければならぬということは間違っていることではないと私も思つておるわけでございます。

御指摘のような具体的な問題につきましては、与党の方のその部門の協議をする場でいろいろな方がいろいろな各省庁の統廃合というものを考え

ていらっしゃる段階でございまして、いざれそれは具体的に与党の案として出され、そして政府としてもその対応をしていかなきやならぬというふうに考えております。

その際に、今具体的な例を挙げられましたが、鎌田委員が挙げられました厚生省と労働省がただ一緒になるだけではいけない。これはこれなりにスリム化という面ではいいかもしませんが、それだけではいけないのでございまして、きょう二十一世紀の福祉ビジョンも閣議で決定をされましたけれども、その中で例えれば社会福祉の地域福祉の担い手といえば地方公共団体が大きな部分をやつしていくわけでございますから、厚生省、労働省が持つておる仕事というのも地方公共団体がかなり担つていく、そういう体制と人材と権限といふものについての移譲をしていかなきやいかぬということもございまして、単なる省庁が一足一は二になるだけでは意味がないのであります。それはそれなりの意味があるにしても、さらにはそこにある住民の身の回りにかかる問題を地方政府に移していくということがあわせてなればならぬというふうに考えておるわけでございます。

このごろその意味でのそういう議論が足りないではないかという御指摘でござりますけれども、私は先ほど言いましたように、地方分権というのはある意味では議論はある程度のところは来ているのではないだろうか、むしろ國は一体どれだけのことを最低限やるんだということもある程度いろいろな意見が出てきているのではないか、それ以外は全部地方政府が担うといふことで議論は来るところまで来て、これからどうこの実現をさせ実行していくかというところではないかというふうに考えておるところでございます。

○鎌田要人君 御趣旨の大綱はわかるんですが、今おっしゃった言葉通りをつかまえるわけじゃないですが、議論はもう尽きて実行の問題が目の前におら下がっているんだという認識は、私は國

でございまして、いざれそれは全く実情に即さないと思うんです。この場の議論は私はおっしゃるとおりだと思いますが、先ほどから言っていますように、一步出まして隣の委員会に参りますともう全く考えております。

そこで、言うまでもなく第三次行革審の最終答申でも、國は外交、防衛、あるいは全国的に統一的にやる基本的なルールを決める部分というふうな書き方にしてあるわけでござりますけれども、その意味では、その統一的に担うところというの

度から研究に取り組んでいただいておられます。それから、自治省といったしまして、地方分権を今国会中につくろうということでいろいろな角力簡素化しまして、住民の日常生活に関する深い仕事は地方自治体に任せるべきだといふのは、これは極端なことを言いますと、昭和の新制度になりまして私どもも自治省の立場で本当に寧日なくそれを申し上げてきたつもりであります。現実には地方行政委員会の中ではその議論は通りますが、一步隣の委員会に参りますと通りません。その現実を見ますときに、現実と理想との開差というのは非常に大きいということを痛感するわけであります。

それで、今おっしゃいましたように、もう議論のときじゃない、行動すべきときだということで、あなたは非常に私が尊敬する大臣であります、あなたの大臣のときにはこの行動を一步でも二歩でも現実に移してもらいたい。それを特に強く要望する次第でございますが、何かそれに関連して御意見がございましたらお伺いたしたいと思います。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 地方公共団体がこれからも、四番目の課題として地方分権とすることで作業部会を発足させよということです、取り組みを

ますと非常に法律的に細かくなつてしまりますので、逆に鎌田委員が今言われましたように國がどうだけ担うべきかということから言い、かつ身の回りの問題は地方政府にという論議の方が最もそれは議論は一種のいいのではないか。具体的に國がやるべきことの規定を、統一的な基準なりに具体的なもの限定いたしまして、國がやるべ

きこと、国がやる方が望ましいこと、この範囲を限定いたしまして、そしてこれをできる限り地方分権推進大綱を政府といたしましては十二月末までに決めようということになつておるわけでござりますけれども、もうそこからひとつ出発をしていいのではないか。もう今まで三次にわたります行革審の中で最終答申をいただいておるわけでござります。そこを出発点にしていけばいいのじやないか。

その際に、鎌田委員御指摘のように、各省庁もこれを出発点にすることをひとつ御了解をいただいて、そしてどのぐらいのスピードで国の権限といふものを地方公共団体に移していくのかというようなことを、これは私は国会の役割というの是非常に大きいと思っております。もう御承知のように、各省庁で政府が成り立つておる言ひ方は正しかかどうかは別でござりますけれども、それをいわば監視をし監督をしていただくのは国会でございますから、その意味では例えば都市計画の部分、農地法の問題等々、地方公共団体から非常に権限を移してもらいたいという要望の問題についてはむしろ国会の方からいろいろな御意見を出していただく。基本だけは我々の方で政府の方として出しますけれども、具体的な問題の権限移譲についてはひとつ国会の方の御意見も十分出していただき。我々はそれを実行に移していく、それが基本的に政府の役割だというふうに考えておるわけでございます。

そういう意味で、また今ゼロから地方分権といふものを議論する時期ではないのではないか、むしろ第三次行革審で最終答申されているものを具体化をし、それが各省庁認知をしていただいて、総理のリーダーシップのもとに具体的に基本的なことを決め、そして各省庁の権限を地方公共団体に移していくということを国会と一緒にやつていくといふ段階であるといふうな認識でおるわけでございます。

○鎌田要人君 自治大臣の高邁なる御意見はお伺いいたしましたが、私が言いたいことは、この議

論がこの部屋だけで終わってはだめだということを言いたいんです。この大臣の高邁な御意見が国会を支配し行政府を支配しなければいかぬといふことを申し上げておるわけでありますので、一応この問題につきましては大臣の御決意のほどがわかりましたので、大いに意気壯なりということでお手紙を送りまして、次に進ませていただきま

す。

次は、当面の問題になつております地方税法等の一部改正に関する事項でございます。

まず第一に、当面の経済情勢に対応するために平成六年度限りの特別措置として個人住民税について定率による減税を実施する、こういうことでございますが、当面の経済情勢は平成六年度限りの特別措置で解消するとお考えでございますか。その点をお伺いしたいのでございます。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 結論を先に申します

と、平成七年度のありようについてはまだ何らの決定を見ておりません。

私たちといたしましては、レーガン減税を上回

るようなかつてない五兆四千億円の所得税、住民税の減税というものは国民総支出の中に占めます割合からいいましても大変高いものでござりますし、今個人消費にも若干の明るさも出てきたといふ、あるいは住民税についても徴収をしないといふ形で、六月にひとつ大型のお金が国民の懐に入ることの格好になつておりますので、私たちはかなりの効果があると思っております。

そして七年は、もうある程度景気が上昇気流に乗るのかどうかという見きわめはこれからまだいろいろな要素を見ていかなければならぬのじやないか。確かに住宅着工なりあるいは公共事業、この部分は着実に出ておるわけでございますが、大きな割合、六割近くを占めます個人消費も明るさは出てまいりましたけれども、まだまだ決して安くございます。

○鎌田要人君 自治大臣の高邁なる御意見はお伺いいたしましたが、私が言いたいことは、この議

ら日本経済を引っ張つてまいります設備投資につきましてもまだ少し時間がかかるのではないかといふことを考えますと、その辺は秋以降の状況を見えて七年度の減税をどうするかを考えるということではないだろうか。

ただ、それまでにこの財源措置、平成六年度の減税をしましたこの財源につきましてもあるいは今国が二百兆、地方公共団体が百兆になろうとするこの借入金の残高をどうしていくのか、地方分権のときに必要なお金をどういうふうにしていくか、こういった財源措置につきまして連立与党の方にも考えていただいておりますので、平成七年の減税というものはそういったことと相まってどうするべきかを考えることではないかといふふうに思っております。

それから財源につきましては、御承知のよう

に、与党の方の税制協議会の中でこれらの財源につけては考えるということになつておるわけでござりますので、当面は借入金をもつてこれは賄うべきことにしているわけでございまして、与党

ただいた資料では「当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに云々と書いてあるんですよ。いいですか。平成七

年度のことは何にも触れておられないんです。また、それは触れるべきじゃないでしよう。そこ

ところを私は伺つているわけです。

平成六年度限りの措置としてこの特別減税をおやりになつておる。それ以外は政府としては全く無為無策ですね。と言うとお気にさわつて首をひねられるんですが、無為無策なんですよ。それは僕は正直言つて、今の国税、地方税合わせまして五兆円余りの減税をおやりになられるその財源対策をどうするかというのには、私ども本当に地方財政の小さい節穴でしか天下を見つれない者においては気の遠くなるような数字ですけれども、その数字をどういうふうにして埋められるのか。これはそこで笑い顔で答えられるような問題じゃないと思います。そのところをくどいようですがもう一遍お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 平成六年度限りのといふ

現実に国税、地方税通じまして五兆円を超える減税が行われようとしている。これは間違いないですね。それに対する財源手当としては何にもな

ら日本経済を引っ張つてまいります設備投資につきましては、当面今議論しますのは平成六年度限り、また住民税減税、所得税減税につきましては、まだ少しへ時間がかかるのではないかといふことを考えますと、その辺は秋以降の状況を見えて七年度の減税をどうするかを考えるということではないだろうか。

ただ、それまでにこの財源措置、平成六年度の減税をしましたこの財源につきましてもあるいは今国が二百兆、地方公共団体が百兆になろうとするこの借入金の残高をどうしていくのか、地方分権のときに必要なお金をどういうふうにしていくか、こういった財源措置につきまして連立与党の方にも考えていただいておりますので、平成七年の減税というものはそういったことと相まってどうするべきかを考えることではないかといふふうに思つております。

それから財源につきましては、御承知のよう

に、与党の方の税制協議会の中でこれらの財源につけては考えるということになつておるわけでござりますので、当面は借入金をもつてこれは賄うべきことにしているわけでございまして、与党

ただいた資料では「当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに云々と書いてあるんですよ。いいですか。平成七

年度のことは何にも触れておられないんです。また、それは触れるべきじゃないでしよう。そこ

ところを私は伺つているわけです。

平成六年度限りの措置としてこの特別減税をおやりになつておる。それ以外は政府としては全く無為無策ですね。と言うとお気にさわつて首をひねられるんですが、無為無策なんですよ。それは僕は正直言つて、今の国税、地方税合わせまして五兆円余りの減税をおやりになられるその財源対策をどうするかというのには、私ども本当に地方財政の小さい節穴でしか天下を見つれない者においては気の遠くなるような数字ですけれども、その数字をどういうふうにして埋められるのか。これはそこで笑い顔で答えられるような問題じゃないと思います。そのところをくどいようですがもう一遍お答えいただきたいと思います。

○鎌田要人君 大変私は無責任なお答えだと思う

ことですよ。

ただ、税制改革協議会のやつていただく課題と

いうのは、いつからそれを実行するかは別といた

しまして、税制のあり方、財源のあり方について

は協議をして年内に法案が成立するようになります

ことになつておるわけでござります。

○鎌田要人君 大変私は無責任なお答えだと思います。

現実に国税、地方税通じまして五兆円を超える減税が行われようとしている。これは間違いないですね。それに対する財源手当としては何にもな

い。借金で越えていくだけでしょう。そのところでおっしゃることは言葉の上だけの問題でありまして、現実の問題として、それは二円や三円じゃないですよ、五兆円という巨大な金をどういうふうにして穴埋めをしようとしていかれるのか。しかも、来年度もさらに減税をやろうとされるわけでしょう。これはアメリカとの約束になっているんじゃないんですか。お立場はわかりますか。大臣として先のことはわかりませんと言うに等しいお答えでは、これは私は一国の経済を預かり一国の地方自治を預かられる大臣としては適当でないお答えだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 緯り返しになりますけれども、確かに具体的にそこにお金があつてすれば

こういう形にはならぬわけでございますけれども、言うまでもなく、税収自身も歳入欠陥が生じているという状況でございます。

したがって、経済を浮揚させるために景気回復のためにやる減税でございますので、今そこに財源自身が見えるわけでございませんが、これは政

府与党の責任において、いろいろな角度、福祉ビ

ジョンなり不公平税制なりあるいは消費税の欠陥

なりというようなことも全部含めまして検討の

上、財源を見つけるということになつておるわけ

でございますので、確かに現金がそこにあるわけ

じゃございません、あるいはそれによって法律的

にどのように税制が変わるという意味での担保があるわけではございませんけれども、それは政治

的に与党の責任において財源は捻出をするという

ことでこれを実行したわけでございます。

それから、七年度以降の減税の問題について

は、与党の代表者会議の合意書にもいつから新し

い税ができるときやるかという問題について

「その際、経済情勢、財政事情を勘案しつつ」と

こう書いてあるわけでございまして、先ほど

ちょっと触れましたように、じや平成六年の穴を

平成七年の税制改革で穴埋めするのかどうかとい

うことにつきましては、これまたそのときの経済

情勢、財政情勢というのを見てやるということになつておるわけでございまして、とりあえず平成六年の所得税、住民税の減税によつて消費を喚起して景気回復を図つていきたい、財源については与党が責任を持つて税制協議会において結論を出す、こうのことになつておるわけでございます。

○鎌田要人君 私はここであなたをとつかまえ

ていろいろのすべての結論をあなたに負わせるつ

もりはありませんが、早い話が、今のような状況のもとで五兆円余りの減税をやられましても、一年限りということでありますと、これは消費に回

るか節約に回るかといいますと、これはもう節約

に回ることは間違いないと思います。特に日本の

場合には高度成長が続いていますから、経済政策

も樂になつていますから、だから私は特定階層の

人を別にしますと貯蓄に回る額が多いと思うんで

す。そうなりますと、経済は縮小再生産の一途を

たどるばかりですね。その点も十分に御勘案にな

られて、ただその日暮らしではだめだということ

を申し上げておるわけでございますが、何かそれ

に関連しておっしゃることがございましたら、お

伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 減税をした場合にそれ

が消費にかかる貯蓄に回るか、いろいろかねてか

ら議論があるところでござります。しかし今、日

本の経済を構成している中で、住宅は年平均百六

十五万戸という体制でかなりハイレベルでござ

る。それから公共事業も、国と地方公共団体で借

金が多くなつてしまりますが、今景気の下支え

をしているという中で、あとやるべきことは個人

消費と設備投資だという中で一番大きなウエート

を占めます個人消費を刺激するということになる

こと、やはりこれしかないということで実行するわ

けでござります。

ただ、それは二年やり三年やれば当然のことな

がらより一層個人消費を刺激することは間違ひな

いわけであります、一方、借金の方も言うままで

ございませんがたまつてくるわけでござります

から、やはりそのあたりは慎重に経済情勢あるいは財政情勢というものを勘案してやつていくのが正しい経済運営ではないかというふうに思つておるところでございます。

○鎌田要人君 この点については幾ら議論をしてお水かけ論でありますから、次に進みます。

個人住民税について定率百分の二十の額をもつて特別減税をする、二〇%相当額が二十万円を超える場合には二十万円で止め置くということとしておられます、そなりますと所得割額が百万円の人も二十万円、百万円をちょっと超えても無限大の人も二十万円ということになるわけです。

そうなりますと、これはいわゆる悪平等のそしりを免れないと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤觀樹君) これは細かくは税務局長の方から補足をしていただきますけれども、そ

の部分だけ言えばそういう御議論もあるうかと思

いますけれども、一方、金持ち減税につながつて

くるではないか、いや金持ちの方が消費は多いは

ずだというようないろいろな議論があることはあ

るわけでござります。

しかし、住民税の場合に二〇%で最高額を二十

万円とすることによりまして九十何%の納税者を

住民税としてはカバーすることになるわけでござ

りますので、財政事情も考えますと二十万という

のは適切な数字ではないかというふうに考えてこ

のようとしたわけでござります。

○鎌田要人君 二十万円という額で九十何%です

か。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 九七でござります。

○鎌田要人君 九七%ですか。はい、わかりまし

た。

次に、本年は地方税制改正の日程が大幅におくられております。それへもって三年にわたります固定資産の評価がその年に当たります。加えて、こうした異例のやり方の減税ということになりますが、その実施に当たりまして市町村の税務執行に過重な負担を強い結果となるのではないですか。その点についてお答えをお願いいたします。

○鎌田要人君 それで、もう一遍大臣にお答えを

いただきたいのですが、今回の減税は今議

論をいたしましたように臨時異例のものでござ

いますが、連立与党では先ほどおっしゃいましたよ

うに今年中に本格的な税制改革について成案を得

ることとしているという報道がござります。この

点については大臣ほどの程度関与され、また御存

じか、その点をお伺いいたしたいのでござります。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 今、大臣という政府における立場でございますので、合意は与党でなされたものでござりますので直接的には私は関与していないのでございますが、いやしくも政権を支える与党として天下に公表した合意書ということでございますから、当然その実行を天下に約束したような形でやつていただけるものというふうに考えておるところでございます。

○鎌田要人君

それはおかしいではないですか。大臣はやはり判断をされ行動をされるんじやないです。その点、ちょっとお伺いいたします。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 当然一つの結論を得ればあるいは政府の意見を聞かれるときもあると思

います。大臣は与党の大臣でありますから、与党の意向を受けて大臣はやはり判断をされ行動をされるんじやないです。その点、ちょっとお伺いいたします。

○國務大臣(佐藤觀樹君)

当然一つの結論を得ればあるいは政府の意見を聞かれるときもあると思

います。大臣は与党の大臣でありますから、与党の意見を申し上げ、かつ与党と政府の間で合意ができればそれに基づいていろいろな意味で施行していくのは当然だと思います。

○鎌田要人君

そこで、連立与党の本格的な税制改革の場で成案を得ようとおられる考え方には先ほどおっしゃったことの繰り返しでござります。

さつきおっしゃいました明年度以降の税制改革の問題、これについては、連立与党の中で議論をしておられるその結論をもとにしておつくりになるつもりですかということをお伺いしているのでござります。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 当然、連立与党がいろいろ結論を出すに当たっても、政府の意見を申し述べる機会もあるうかと思います。政府、与党は一体でござりますので、そういった意味では我々

の方の意見もある程度入れられて、そして一つの成案を得ればそれに基づいて来年度の税制改正あるいは他のいろいろなこと、減税も含めまして、そういう意味でやつていくといふうに考えております。

○鎌田要人君 そこでまず大臣から、現行地方税制の問題点をどのように認識しておられるか、お伺いいたしたいのです。

これは地方税制の根本問題にかかるわけですが、それが、地方税においても、将来を見通した上で本来の地方分権あるいは地方自治のあり方に即した税制が構築されるべきものであると考えております。また、私どもも含めましてそういう意図のもとに税制の構築をやつてきたつもりでござりますが、いまだ不十分のそりを免れないことは何よりも私自身が痛感をいたしておりますところでございますが、そういうことで、少なくともそれ

に対して第一歩を踏み出していこうという大臣の強い御意向もあるようございますので、お伺いをいたしたいのでござります。

○國務大臣(佐藤觀樹君)

私は、地方税制の中で最大の問題は、一言で言えど間接税の割合が極めて低い、国が三割に対しましてわずかに一割しかないということに尽きるんだと思っておるわけ

ございます。歳入の方、税収構造がどうなっているということは、直接税が九割ということでおきまして法人所得税が非常にウエートが高いとありますから景気の影響というのをもろに受けると

いうことでございまして、今度これが県の段階に

おきまして法人所得税が非常にウエートが高いと

いうことでございまして、県の場合に税収が非常に悪いという

ことにもつながってくるわけでござります。

一方、支出の方は、言うまでもございません、これは景気変動にかかわりなく住民生活に不可欠な問題ということを取り扱つておるのが地方公共

団体の支出の主なるものでございますから、そ

ういった意味ではこの経常的な支出がいわば地方公共団体の支出の基本であり、かつ、これから高齢化社会に向かっていく中におきまして地域福祉、

福祉の充実ということをマンパワーとしてもあ

いは施設をつくる上においてもやつていかなきやならぬという需要もまた大きくなつてくるわけでございますので、税制構造と支出の間の乖離をどう埋めていくかということになれば、どうしても安定的、恒久的な間接税をウエートとして高くする。そういう税構造に直していきませんとこれか

ら地方公共団体が求められる支出というものに税構造がこたえていかないということになろうかと

思いますので、私は最大の問題というのは、この直間比率の間接税のウエートをさらに高める、安

定的、恒久的な財源を地方公共団体が持つ、このことが最も重要なことだと考えております。

○鎌田要人君 そこで、今、直間比率の問題、こ

れは私も問題だと思いますが、その問題に入ります前にもう一遍大臣のお気持ちを伺つておきたいと思います。

今後の地方財政の運営、特に地方税制の将来を考えますときに、地方自主財源の強化、特に地方税源の充実強化の必要性が説かれるのでございますが、現実は他の面と同様に東京一極集中が顕著でございます。ありますから、平成六年度の場合に不交付団体、都道府県の場合でござりますと東京都だけのはずでござります。また、市町村の場合も三千余りの市町村のうちその約五%程度でございます。ありますから、平成六年度の場合にはいかと思います。このような状態のもとで地方自主財源の強化を説かれましても、しょせんは東京都を始めとする不交付団体に財源は集中してしまうということで、このようなことから、地方

は直接税、特に所得課税のウエートを減らして間接税、その中でも消費といふものに着目をしていく

ので、そういう意味では、今後税目とかあるいは税の仕組みとかこういったもので地域の偏在といふもの、つまりその主たる原因であるところの

直接税、特に所得課税のウエートを減らして間接税、その中でも消費といふものに着目をしていく

というウエートを上げていかなきやいかぬ。こう

いうことが成つて初めて消費と資産と所得のバランスのある税制といふものが地方税制の中でも確立をしていくふうに考えておるわけでござります。

○鎌田要人君 そこで、いよいよ地方消費税の問

題に移つてまいるわけでございますが、大臣の地

方消費税にかけられる情熱の深さはよくわかりました。私もさきの国会で、今申し上げております

ように地方分権が時代の大きな流れである、そ

ういうことを踏まえまして将来の地方税制のあり

方について質問をいたしました。地方団体から

強い希望が出されております地方消費税の必要性

についても指摘したところでございますが、再度

お尋ねをいたしたいと思います。

まず、地方の財源として譲与税よりも地方税と

いふ税の方が好ましいとされる理由を改めてお伺

いたしたいのでございます。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 消費税の場合には譲与税という形でもいただいておるわけでございますけれども、地方自治の本旨というのは、課税権の問題についてはきのう関根委員からいろいろと御議論ございましたが、課税権の問題もござりますけれども、せめて徵收権を持つこと。これは、自分たちの町は自分たちの税金で成り立っているんだということ、まさに住民自治の精神を發展させるためにも非常に重要ではないか。そういった意味では、まず徵税権というものについて地方公共団体が持つ。もちろん、それにはその課税額の基礎になるものを一体どうするかということはちょっとときにしておきまして、いわば徵税権を持つということが一つは地方自治、住民自治の發展のために不可欠であるという考えに基づきまして、譲与税よりは独立財源としての地方消費税の方が地方分権という大きな流れに沿う考え方であるということでございます。

○鎌田要人君 次に、政府税制調査会の中間答申で、地方消費税の問題点として指摘されていました税の帰属地と消費地との関係、それから国境税の調整の関係、それから納税コストの問題、こういった点について、地方税にすることについては論議の余地があるような表現になつておつたと記憶いたします。この諸点についての考え方、また解決をされる方向としてどういうことが考えられるのか、税務局長さんの方にお答えをお願いいたします。

実際問題として、地方税で税を課しますときにどういうことになりますかと申しますと、例えは北海道の製造業者、北海道のメーカーが宮城県の卸問屋に売るときには北海道でもって3%の税をもらおう。それから、今度は宮城県の卸業者が東京の小売業者に売るときには宮城県でその3%分をもらおう。それから、東京の小売業者が消費者に売るときには、小売業者が東京でございますから、当然東京都がその3%分をもらおう。こういうようないわば問題点の指摘というような程度にとどまつておる段階でございますから、今後こういった点がまたわかつたわけでございます。

私どもも、この問題については税制調査会でも深く議論はされておりませんので、ただ単にいわば問題点の指摘というような程度にとどまつておる段階でございますから、今後こういった点について十 分な議論をしていただけるものと、こ

ういうふうに思つております。ただ、これは当然のことながら消費税につきましては、あるいはもう少し一般的な表現で申しますけれども、かつて日本の地方税の付加価値税について答申をおまとめになりましたシャウプ博士がいみじくも言つておられますように、こういった税についてはいろんな態様、いろんな形があるんだ、こういうことを言っておられるわけでございますけれども、地方消費税に関しててもそぞういうようないろんな方がある、私どもはこういうような前提で認識をいたしております。そこで、今御指摘になりました中で一つだけ例を申し上げますと、いわば議論の一一番の問題は何かと申しますと、税の帰属地と消費地との関係がどうだらうかというのが一つのポイントになつているわけでございます。

要するに、現在の国税たる消費税もそうでござりますけれども、消費税は最終たる消費者が物を買つときに3%の消費税を払つということでございますけれども、その前段階として流通の各段階で実はこの消費税をいたいでいるわけです。工場から卸問屋におりるとき、その段階で3%をもらひ、今度卸問屋から小売商に移るときに3%をもらい、最終的に小売商から消費者に行くときに3%をもらひ、こういうような格好になつておりますから、基本的には消費者がこの消費税の最終負担者だ、こうなるわけでございます。

そこで、次の問題でありますのが、地方消費税でございますけれども、消費者がその商品を買うに当たっては、各地域でその商品をつくり出すまでにいろんなサービスをしているわけです。北海道でもつて製品をつくり出すときに、北海道はそこなりに道路とか港湾とかあるいは鉄道とか、そういうような多かれ少なかれ何らかのサービスをしている。それから、宮城県の卸業者がそこでもつて卸活動をするためには宮城県のいろんな公共サービスを受けている。あるいは東京の小売業者も同じように東京都のサービスを受けている。したがつて、サービスを受けているところで税がいただけの消費税というのはまさしく地方税にふさわしいだろう、こういう見方があるわけでございまして、税制調査会が税制についての問題点をコメントさせていただいておりますけれども、私どもは、それはむしろ地方税の性格をはつきりさせるという意味では大変これから議論として地方税にとつてはまさしくびたりとするものがあるんだ、こういうような認識をいたしております。

いずれにいたしましても、この問題は今後具体的な問題としてさらに税制調査会あるいはその他の段階でいろいろ御議論をいただいて、地方税としてふさわしいものに持っていくための知恵を出し合つていただくことがこれから問題とされども、私どもは、それはむしろ地方税の性格をはつきりさせるという意味では大変これから議論として地方税にとつてはまさしくびたりとするものがあるんだ、こういうような認識をいたしております。

そこで、国民の皆さんの御負担をさらに重くするという結論になるならば、これは政府自身が高齢化社会に向かう中での福祉の全体像というものをやっぱりお示しをして、そしてそれは税によっていただく税ということをございますから、連立税務局長からでもどちらからでも結構ございませんが、締めくくりとしてお伺いしておきたいと思ひます。

そこで、次の問題でありますのが、地方消費税でございますけれども、消費者がその商品を買うに当たっては、現実の困難と混乱が生ずることも事実だらうと思います。今後、地方消費税の実現に向かまして国民の理解を深めることが基本だと思うわけであります。その点、どうぞよろしくお聞きください。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 税金は国民に負担をお願いする、いわば納税、納得していただいて納めたいだく税ということをございますから、連立税務局長からでもどちらからでも結構ございませんが、締めくくりとしてお伺いしておきたいと思ひます。

そこで、次の問題でありますのが、地方消費税についての導入に当たっては現実の困難と混乱がありますので、そういう点についてそこのない御指摘があるわけでござりますけれども、地方税はまさにそこのところが大事なところでござります。

例えは、最終的な税の負担者はなるほど消費者でございますけれども、消費者がその商品を買うに当たっては、各地域でその商品をつくり出すまでにいろんなサービスをしているわけです。北海道でもつて製品をつくり出すときに、北海道はそこなりに道路とか港湾とかあるいは鉄道とか、そういうような多かれ少なかれ何らかのサービスをしている。それから、宮城県の卸業者がそこでもつて卸活動をするためには宮城県のいろんな公共サービスを受けている。あるいは東京の小売業者も同じように東京都のサービスを受けている。したがつて、サービスを受けているところで税がいただけの消費税というのはまさしく地方税にふさわしいだろう、こういう見方があるわけでございまして、税制調査会が税制についての問題点をコメントさせていただいておりますけれども、私どもは、それはむしろ地方税の性格をはつきりさせるという意味では大変これから議論として地方税にとつてはまさしくびたりとするものがあるんだ、こういうような認識をいたしております。

そこで、国民の皆さんの御負担をさらに重くするという結論になるならば、これは政府自身が高齢化社会に向かう中での福祉の全体像というものをやっぱりお示しをして、そしてそれは税によっていただく税ということをございますから、連立税務局長からでもどちらからでも結構ございませんが、締めくくりとしてお伺いしておきたいと思ひます。

そこで、次の問題でありますのが、地方消費税についての導入に当たっては現実の困難と混乱がありますので、そういう点についてそこのない御指摘があるわけでござりますけれども、地方税はまさにそこのところが大事なところでござります。

ただ、今お触れにならなかつたですが、例えは国境税としての調整措置の問題とかこういう問題がありますので、そういう点についてそこのない御指摘があるわけでござりますけれども、地方税はそぐわないんじゃないいか、こういうようなある消費税とが両方存立してちつとも差し支えないと私は思いますので、応援します、大いに頑張ってください。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 税金は国民に負担をお願いする、いわば納税、納得していただいて納めたいだく税ということをございますから、連立税務局長からでもどちらからでも結構ございませんが、締めくくりとしてお伺いしておきたいと思ひます。

そこで、次の問題でありますのが、地方消費税についての導入に当たっては現実の困難と混乱がありますので、そういう点についてそこのない御指摘があるわけでござりますけれども、地方税はまさにそこのところが大事なところでござります。

ただ、今お触れにならなかつたですが、例えは国境税としての調整措置の問題とかこういう問題がありますので、そういう点についてそこのない御指摘があるわけでござりますけれども、地方税はそぐわないんじゃないいか、こういうようなある消費税とが両方存立してちつとも差し支えないと私は思いますので、応援します、大いに頑張ってください。

○鎌田要人君 まさにそのとおりであります。私も今伺つておつて元気が出たんです。

まして、その辺の不公平な税制のあり方について、これを改善していくことも国民の納得を得る前提としてぜひ必要だと思います。

それから、消費税自身につきましても、益税の問題とかあるいは逆進性の問題とか、国民の皆さんが思つていらっしゃる不満というのがあるわけでございますので、やはりそういうことについてもこたえていかなければならぬ。

まず私は、国民の皆さんを持つていらっしゃるこういった税に対する不満や不公平性、あるいは税金を使って何をやっているかということについての特に行政のあり方、もっと効率化できるんじゃないかということに対する不満というものを解消していくことが大前提ではないかと思います。

それから、地方消費税の場合には、何といいましても国民の皆さんにわかりやすい、やりやすい形での地方消費税ということも考えていかなければなりませんので、その際に地方の職員の方が課税金額というものをまた新たに計算し直すあるいは調査を直すということは、これはなかなか納税者の納得が得にくいのではないかと思う。その辺の配慮もしなきゃいけませんし、納税コストというものは極力下げていかなきゃならぬということもございましょうし、そのあたりのことを十分納得をいただく中で、地方消費税というのは地方行政委員会の委員の皆さん方、地方団体関係者はある程度わかつていらっしゃいますが、じや住民の皆さん方が一体どれほど率直に言って御理解いただいているかということになると、これまたまだまだ時間がかかることではないかと思います。

本年、税制改革につきまして大きな議論を呼ぶ中で、やはり地方税源、独立財源という面からも、そういった大きな税制改革の議論の中でこの地方消費税というものははどういうものであるということを十分住民の皆さんにもわかつていただくなっていますけれども、やはりさすがに平均値なだけございまして三倍前後のところが半分ぐら

上で終わりまして、平成六年度の固定資産税の評価がえの問題でございます。

現在、各市町村におきまして新評価額が大方確定をいたしまして、四月に入りますといよいよ固定資産課税台帳の総覧が始まることになりますが、今回の評価がえでは評価の上昇はどの程度と見込まれますのか、税務局長にお伺いいたしました。

○政府委員(滝実君) 今回の評価がえにおける平均的な上昇割合でございますけれども、現在のところいろいろな作業はいたしておりますけれども、各都道府県の県庁所在地の中で一ヵ所だけ基準宅地というのを選定して、まずそこでもって中心になる地価の評価をする、こういうような仕組みをとつておられるわけですが、四十七県

に今回の評価額の上昇割合の一つの代表的な数字と、こういうことになろうかと思います。

○鎌田要人君 全国平均は三・〇二倍といふこと

でわかりましたが、全国平均といふのは、これはどういうことでござりますから、この数字が基本的

に今度の評価額の上昇割合でござりますけれども、四十七県

と、こういうことになろうかと思います。

○鎌田要人君 おわかり下さい。

それでは、固定資産税の評価で一番高いところと一番低いところと真ん中ぐらいの一一番ボリュームの多いところ、大体の感触をつかむ意味で、その点はおわかりでしょうか。

○政府委員(滝実君) おつしやいますように、こ

れは平均値でござりますから、そのこと自体が決定的な意味を持っていないということも言えるかと思います。

大体どんな感じかということで申し上げますと、この三倍を中心にして、三倍前後のところが二十カ所ぐらいい、そこまでいかずに非常に低いところ、今回の評価額のアップが二倍までいかないというところが四カ所ぐらいい、それから逆に少し高いところというのが六カ所ぐらいい、こういう感じでござりますけれども、やはりさすがに平均値なだけございまして三倍前後のところが半分ぐら

い、こういう感じだと思います。

○鎌田要人君 今回の評価がえは土地の評価の均衡化、適正化を図つておられるわけござりますが、

これは固定資産税の評価がえの信頼を維持するのが第一歩と言えます。今後、評価がえの信頼を一層確保していくために、いわゆる路線価等の公開を進め、守秘義務に反しない範囲で評価の結果をガラス張りにしていく必要があるというふうに当局はおっしゃっておられるようあります。

そこで、平成三年度の評価がえのときには全国の市町村で約四万地点の公開がなされたと聞いておりますが、今回の評価がえにおいては路線価等の公開についてどのような指導を行つておられるのか、また、この点について平成九年度以降の評価がえにおいてはどのように対処していかれるのか、この二点について滝税務局長の御見解をお伺いいたいのであります。

○政府委員(滝実君) 平成三年度の場合には、たゞいまお仰せのとおり、全国で四万カ所の地点について公開をしてまいりました。

こういったものは、いきなり公開するといつてもその準備が必要でございまして、いきなりでは難しい点もござりますので、今度のこの平成六年度の評価がえについては、今申しました基準宅地を含め全標準宅地、これは全国で合わせて四十万カ所あるわけでござりますけれども、四十万カ所について公開をする、こういうことを三年前に言つてしまひました。したがつて、今度のこの平成六年度の評価がえについては、少なくとも四十万カ所の公開ができると

お考えなのか、お伺いいたします。

○國務大臣(佐藤樹君) 不動産取得税というの

見地から課税價格二分の一といふことを提案いたしましたが、この点についてどうお考えなのか、お伺いいたします。

○政府委員(滝実君) 不動産取得税というの

は、その税の性格からいいまして、過去一度も評価がえのときには負担調整をするということをやつてきたことがないことは委員御承知のとおりでございます。

しかし、滝局長からも今お話しございましたように、今度の評価がえは大変多くの地点もとり、またバブルの影響等もございまして大体平均三倍程度になるというふうに見ておりますので、昭和三十九年を除きまして今まで二倍程度の伸び率でござりますけれども、これが三倍程度の伸び率につけてお尋ねがございましたけれども、これにつきましては昨年から既に各地方団体には申し上げているわけでござりますけれども、すべての路線価について公開できるように今から準備をしていただきようにということを申し上げておりますので、ここ辺のところも平成九年度はもっと多くの地点が公開できるようになります。

どもは努力をしてまいりたいと思っております。

○鎌田要人君 しつかり御指導方をお願いいたします。

そこで、この固定資産税の評価がえによりまして、固定資産税の評価額を課税標準とすべき價格としております不動産取得税、国税では登録免許税について、そのままにしておきますと負担が急激に大きくなつてまいります。それに対応いたしまして、宅地評価土地の取得に対する不動産取得税について、そのままにしておきますと負担が急激に大きくなつてまいります。

これまで努力をしてまいりたいと思っております。

もし自民党さんの提案どおりに三年間全部二分の一というふうにいたしますとしますと、各都道府県によりまして上昇率が違いますけれども、平成六年度から八年までの間の税収が平成五年度の税収に比べまして減ってしまうという团体が生ずるおそれがございますので、私たちとしましては提案をさせていただきましたようなことでいいと、いうことで提案させていただいたわけでございまして。

○鎌田要人君 これは、物事の考え方の問題だと

思います。減税はできるだけその恩恵が広く深く及ぶ方がいいという考え方の者と、絶えずこれ

は議論になるんです。

こつ言うとあれですが、むしろ社会党さんは野

党のときには減税幅は大きく増税幅は小さくとい

うのがモットーだったよう思うんですが、まあ

これは聞かなかつたことにしておいてください。

私はこの減税というのは思い切つてやるべきだと

いうことを主張いたしておりますので、これ以上

深くは追及いたしません。

次に、長期譲渡所得でその基因となる土地等の

譲渡が平成六年一月から平成七年十二月三十

一日までの間に行われるものに対しましては、道

府県民税の所得割に係るものと百分の二、市町村

民税の同じく所得割に係るものとの税率を百分の四

とする税率の特別措置を講すべきものと考へます

が、この点についてのお考へもあわせてお伺いいたしておきたいと思います。

○国務大臣(佐藤觀樹君) 今のこの不況の中で、

土地の流動化対策、土地税制のあり方ということ

はいろいろな格好で議論をされてきたところでございましたが、一方では、これに対しまして、や

はり現行の税制の枠組みの基本というものは維持すべきであるというのが大勢であったという税制調査会の答申といったしましては報告が出されておる

わけでございます。ことしの二月のものも基調としましてはそういうことでござります。したがいまして、その枠内でこの答申に基づきまして私たちの方としては対処をさせていただいたわけでございまして、自民党さんの案の場合には基本のところの三九%の九%の地方の部分を六%にということでございましたけれども、税調の答申もいろいろな角度からの御議論をいたしましたことを受けまして現行の枠内の三九%ということに於いて基本的に変えなかつたということでございます。

しかし、現在の土地をめぐる情勢や経済情勢等をかんがみまして、優良な建築物を建設する事業等のための土地譲渡というものにつきましては

五%の軽減税率がされておりますけれども、この適用対象とするところを広げようではないかとい

うことでのための土地譲渡というものにつきましては

く言えば三項目、さらに細かく言えば五項目につ

いてこの適用範囲を広げたということで現在の税制、この土地をめぐる情勢の中でこたえ得ていると確信をしてこのような提案をさせていただいた

わけでございます。

○鎌田要人君 もうこれ以上は申し上げませんが、これだけは申し上げます。大蔵省の事務当局のおっしゃるとおりにやられるんじや政

家は必要ないということだけを申し上げておきま

す。

最後に、これも与党間の一部にギャンブル税の構想があると伺つておるのであります。事務局によれば、これが申しあげておきます。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 今この不況の中でも、景気対策の観点から軽減すべきじゃないかという意見もございましたが、一方では、これに対しまして、や

はり現行の税制の枠組みの基本というものは維持すべきであるというのが大勢であったという税制調査会の答申といったしましては報告が出されておる

わけである。その他のギャンブルについては、地

方の公営ギャンブルの財源を侵食するという見地から行われていないのでござります。

これは自治大臣にお伺いしますが、自治大臣としてこの間の消息について御承知であるのか、また現時点においてどのようなお考えをお持ちか、これを伺いたいと思います。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 基本的には与党の税制協議会の中で議論されることとは思いますが、それとも、現時点におきます私の考え方と申しますが、考え方ほどまだ深く検討しておらぬわけでござりますけれども申し述べさせていただくなれば、バチンコにつきましては、委員御指摘のように、平成元年の消費税導入前までは一台二百八十円を娛樂施設利用税ということでいただいておつたわけでござりますけれども、消費税の中に吸収された格好になつておるわけでござります。

そして、今ギャンブル税ということが新たな税源ということで話題になつておるわけでございま

すが、ギャンブルの範囲の中で中央競馬、地方競馬、競輪、小型自動車競争、モーターボート競争につきましては納付金をいただいておりまして、

そしてこれはいろんな格好で施設をつくる等々公共的な目的のものに使われておるということでございまして、こういったものとの関係を一体どうするのかということが一つ大きな問題だと思つております。

それから、私たちの方からいいますと、これはギャンブルじやございませんけれども宝くじを發行しております。これも御承知のように、その益金につきましては公共施設等をつくるのに地方自治体に分けているということをござりますので、やはりこういった既存の制度とのかかわり合いについてどうしていくのか。

例えばバチンコというものにした場合に、じやバチンコだけなのかどうか、あるいはバチンコの場合には消費税がかかっておりますが、それとの関係はどうするのか、既存の税制とのかかわり合いでこれをどうしていくのか、ギャン

ブルといったときにどこまで範囲を広げていくもののか、そんなような観点から、自治省といた

しましてもまだどちらの方向の結論を出したわけ

であります。

○國務大臣(佐藤觀樹君) まず大臣にお尋ねしますけれども、國保料・税

を考える場合、創設の趣旨から申しまして、第一

九

義的には國の責任であるというふうに考へるわけであります。これは、創設に当たりましての堀木國務大臣の趣旨説明、あるいは安孫子、梶山、最近では前任者の村田の各自治大臣もそうした点を明確に確認されているところであります。佐藤自治大臣はそのとおりとお考えだと思いますが、いかがでありますか。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 答えを簡単にというのならば、そのとおりでございます。

もう少し説明をしろというのなら原則を申し上げさせていただきますが、言うまでもございませんけれども、国保制度というのは、各種の被用者保険の適用を受けていない一般国民を被保險者としておりますので市町村営を原則としているものであります。その財源は保険料と国庫支出金で賄うことを基本原則としておりますので、国がその運営について責任を有している制度であるといふ認識に立つておるわけでございます。

○有効正治君 国保法第一条には、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と書かれています。この目的に照らしますと、国は国保加入の人たちすべてに安心して医療を受ける権利を保障しなければならないと私は考へるわけであります。ところが、実態はそうではないと率直に指摘せざるを得ない面があるわけであります。

例えれば高い国保料・税に中小業者から大変悲鳴が上がっています。全商連、全国商工団体連合会が昨年五月から六月にかけまして五万一千人の中小業者を対象に行いました營業と生活実態調査といふのがございます。私もお聞きしました。国保料・税を払いたくても払えず、やむなく滞納している業者が一四・七%、一五%ほどに達しています。そして、国保料・税の引き下げを求めていられる方は二一%以上であります。消費税廃止という要望に次いで高い要望内容となっています。

近年、国保料・税は所得の伸びを上回る形で値上げが行なわれてきています。厚生省の国保実態調査によりますと、一九八四年から九〇年までの推

移を見ますと、八四年対比で平均所得指数が一三四に対しまして国保料・税の指数が一三九、所得四対しまして国保料・税の指数が一三九、所得の伸びを上回る保険料・税のアップとなつていています。九一年に所得の一一定の伸びがありましたので、この年は事情が変わりましたが、その後の不況によりまして所得を上回る保険料のアップという実態が進んでいるようであります。とりわけ、保険料が低所得者ほど重い負担となつてゐる。そして高齢化・所得格差の拡大、今日の不況の深刻化の中で抜き差しならぬ状況にきていた私は考へるわけであります。

そこでまず、厚生省に前提としての事実確認を求めます。低所得者の国保保険料・税につきまして、一世帯当たり調定額、年所得二百万円の世帯は保険料が幾らであるのか、年所得二十八万円未満の世帯では保険料は所得の何%相当となつているのか、

○説明員(石本宏昭君) お答えいたします。平成三年度におきます所得階級二十万円未満及び二百万円から二百五十万円の世帯におきます一世帯当たりの平均保険料調定額及び所得に対する保険料の割合は、平成三年度の実態調査報告によりますと、三十万円未満で二万九千八十四円、対所得比一八・七%、二百万円以上二百五十万円未満の所得の方については十九万八千八百十三円、対所得比八・九%でございます。

それから、二点目の被保險者資格証明書等につきましてでございますが、国保の保険料の滞納あるいは督促してもなかなかお支払いにならないといふ方々につきまして資格証明書等を発行しております。この被保險者資格証明書の交付状況は、平成四年六月一日現在で、交付市町村数七百二十九市町村、全市町村の二二・一%、対象世帯数三万九千二百七十四世帯、全世帯の〇・二%。それから短期被保險者証の交付状況、同じく四年六月一日現在でございますが、交付市町村数五百七十市

町村、全体の一七・五%、対象世帯数六万二千五百九十五世帯、対象全世帯の〇・三%でございます。

○有効正治君 今述べられましたように、三十万円未満世帯は所得の中で一八・七%と二割近い保険料になつていています。それから、資格証明書ある場合は短期保険証は十万を超えているという状況であります。

国保保険料・税というのは低所得者ほど負担率としては高くなっている。私は滞納をよしとする立場ではもちろんありません。しかし、滞納者がふえるのもそれなりの背景と理由があるというこどろうと思います。政府発表でも十万世帯を超えている。正規の保険証をもらえない、病気になつても医療を受けられるかどうか不安におびえているという状況であります。

そこで大臣にお尋ねします。

一九八六年十月二十八日の衆議院の地行、社労の連合審査の中で、当時の斎藤厚生大臣はその当時の保険料負担の問題につきまして、保険料も相当引き上げられて極限に近い状況だと答弁されておられます。現在は事態が進んでいるというふうに私は考へるわけであります。今の国保料・税と住民の負担能力とのかかわりについて問題なしと考へているのか。とりわけ、低所得者は一割から二割近い保険料の率ということで負担能力を大変超えているという状況があると私は考へているわけであります。大臣の認識をお伺いする次第です。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 国保制度は、御承知のように、高齢者の加入者が多いあるいは所得の少ない方の加入者が多いということで、他の被用者保険に比べまして相対的に重くなつてゐるということが私は事実だと思います。

それから、こういうことで、国保が相互扶助共

れないというふうには思いますが、その負担水準のあり方につきまして国保制度全体の中で考へるべきではないか。どこまで負担できるのかといふことにつきましては今厚生省の医療保険審議会におきましていろいろと議論していただいておりますので、自治省といたしましては、その結果を踏まえて関係省庁とも御協議をして適切な対応をしていきたいと思っております。

ただ、平成六年度の改正におきまして、低所得世帯の国保税の負担の軽減を図る観點から、所得の合計額が一定金額以下の世帯については応益割の額が減額されることに改正するようになつておりますので、四割軽減の適用を受ける世帯の所得を計算する場合の被保險者一人当たりの加算すべき額を二十三万円から二十三万五千円に引き上げるということにしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、医療保険審議会でいろいろな観點から今の現状について結論を得べく議論していただいておりますので、それに基づいて我々としても対応していくわけでございます。そこで、このことにしておるわけでございます。

○有効正治君 端的に申しまして、ほかの保険等から見て相対的に高くなつてゐるということは述べられたわけですから、かなり負担が大きい部分もあるし、十万を超える方々がさきに述べたような正規の保険証をもらえないという、これはやつぱり異常だというふうにはお考えになります。

それから、こういうことで、国保が相互扶助共

济の精神に基づく医療保険の一種でありますのでこれに要する費用は加入者が相互に負担すべきものであり、最近のよう医療費が年々増加をしている場合に国保税の負担が増加することは避けら

額となっています。これは保険給付の5%、二千七百六十三億円を七百一十五億円上回っているわけであります。私に言わせれば積み立てし過ぎだと言つてもいい。九二年度はそれがさらに大幅に増加いたしまして、四千百七十五億円に達したと私は聞いています。

そこでお尋ねしますけれども、第一に、住民が高い国保料・税に苦しんでいるときに、必要以上の積立金は取り崩して国保料・税の引き下げに回してほしいという切実な要望があります。こういいう要望に対応することは、私は地方自治の本旨であります住民の命や暮らし、健康を守るという立場からいって当然だというふうに考へるわけであります。厚生省は安易な保険料引き下げに充てるなどというようなことは指導しているようありますが、五%が一つの目安としている以上、実態はそれを上回っているということで5%を超えていよいよなどころは実情に応じて引き下げその他をすることは別に問題ないというふうに考へるわけであります。厚生省は端的に答えてください。

○説明員(石本宏昭君) 委員御指摘のとおり、私も局長通知をもちまして予算編成方針につきまして別に問題ないというふうに考へるわけ

であります。厚生省は安易な保険料引き下げに充てるなどというようなことは指導しているようですが、五%が一つの目安としている以上、実態はそれを上回っているということで5%を超えていよいよなどころは実情に応じて引き下げその他をすることは別に問題ないというふうに考へるわけであります。厚生省は端的に答えてください。

○説明員(石本宏昭君) 私ども積み立て規模は5%を最低限としてそれ以上という指導をさせていただいておりますが、各市町村の医療費の動向

あるいは国保財政の状況等々を総合的に各市町村保険者で御判断の上対処されるべきものだらうと思います。

いずれにしましても、保険料の引き下げというふうなものにつながる形でのこの基金の積立金の取り崩しといふものはやはり慎重に総合的によく御判断され、行う場合はそういうこともあるのかなというふうな印象を持つております。

○有働正治君 市町村独自の判断でやるべきであることは当然だとお考へになると思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員湯浅利夫君 国保財政の基盤を安定化するということは、これは大変大切なことだと思いますが、取り崩すというふうなときにはやはり十年二十年先を考えます場合に一体何が必要なのかということを考えいただきまして、私どもとしては優先的に保健施設事業に充てたらどうか、また、それを通じて国保財政の長期的な安定に資するような考え方をしてはどうでしょうかという

で、こうした方針を見直すことは考えておりません。

○有働正治君 5%を一つの目安として安易な保険料引き下げはやるなどいう指導をやつてある。私は熊本出身ですから、実態は5%を超えて一割、二割、二五%ぐらいの積み立てを実際上あなたたちの指導方針のもとでやられているんですね。

○説明員(石本宏昭君) 5%を超えているところは、少なくとも5%という一つの基準を示している以上、安易な引き下げとは言えないと思うんですが、どうですか。

○有働正治君 大臣、先ほど述べられたように、自治体がいろいろとそれは指導をされている。自治体が独自に判断するのは当然じゃないですか。

○有働正治君 大臣、今申しましたように、独自の判断でそれじゃ財政が危機になった場合にどうするかということもやはり考へていかなきやならぬわけでございます。

○有働正治君 大臣もこいう問題は地方自治体の責任で対応することにはなあと思います。ほかの附則的なものは不要であります。

○有働正治君 市町村独自の判断でやるべきであることは当然だとお考へになると思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員湯浅利夫君 国保財政の基盤を安定化するということは、これは大変大切なことだと思いますが、取り崩すというふうなときにはやはり十年二十年先を考えます場合に一体何が必要なのかということを考えいただきまして、私どもとしては優先的に保健施設事業に充てたらどうか、また、それを通じて国保財政の長期的な安定に資するような考え方をしてはどうでしょうかという

で幾つあるのか、年度ごとに数字だけを教えてください。

○説明員(石本宏昭君) 順次申し上げます。平成元年度、六十八市町村が保険料・税の引き下げを行っておりますが、二年度五百七十七、三年度二百五、四年度三百四、五年度二百四十三でございます。

○有働正治君 今のを計算いたしますと九百七十の自治体になります。全国の自治体の三分の一がございますから、そういう趣旨で地方団体も対応していただければありがたいということでおざいます。

○有働正治君 今申しましたと九百七十の自治体がいろいろとそれは指導をされている。自治体が独自に判断するのは当然じゃないですか。

○有働正治君 大臣、今申しましたように、独自の判断でそれじゃ財政が危機になった場合にどうするかというふうに述べられました

が、安易な保険料引き下げには充てないと指導しているわけであります。

○説明員(石本宏昭君) が三億五千万円ありましたが、そのうち二億円を保険施設費に充てるというふうに述べられました

が、安易な保険料引き下げには充てないと指導しているわけであります。

○説明員(石本宏昭君) 例えば石川県の松任市では、国保会計の積立金が三億五千万円ありましたが、そのうち二億円を保険料・税の減免ができる金額であります。

○説明員(石本宏昭君) 取り崩して建設費総額十億円近い温泉施設をつくりつつあります。二億円の基金を五千七百八十万世帯に当てはめますと、一世帯当たり三万四千円の国保料でござりますが、そのうち二億円を保険料・税の減免ができる金額であります。

○説明員(石本宏昭君) ある場合には一律に施設に充てる等画一的な指導をやるべきではない、その自治体の判断等も考慮すべきであるというふうに私は考えるわけでありますが、この点はいかがですか。

○説明員(石本宏昭君) 誤解のないように一言申し上げておきますが、保険料・税引き下げは各年度ごとの数でございまして、累積がいかなる意味を持つつか私はよくわかりません。

○説明員(石本宏昭君) それから、先ほどの石川県の温泉施設のケースでございますが、なお詳細を承知しておりませんけれども、それがいわば被保険者の健康教育あるいは被保険者の保健施設事業として真に適切なものであれば基金を取り崩して充てることもあり得るもののかと考へております。

○政府委員(湯浅利夫君) 財政運営はそれぞれのこの五年間で国保料を引き下げた市町村は全國

○有働正治君 私も一律にこういう施設を否定するというわけではありません。しかし、こういうのは一般会計で充てるとか、少なくとも国保会計として積立金を取り崩して行う場合にはこういう保険料引き下げ等にも配慮すべきだということを強く主張しております。

ところで、先ほども大臣お話しございましたけれども、現在政府は問題が多々あるということを前提に医療保険審議会で検討中だということのようあります。その課題の一つはやはり低所得者対策だということ私は聞いています。その点で国保制度の改革が必要なことは自民党政府時代の臨調行革によつて切り下されました國庫負担金の問題があるわけあります。

歴史的に見ますと、一九六二年度の社会保障制度審議会の答申、国保は企業主負担がなく低所得者が多いことから相当の国庫負担が必要である、こういふことを明記いたしました答申を受けまして、一九六六年度に国庫負担率が四五%に定められたという経緯があります。こういふ引き上げてきた。ところが、八四年に国庫負担率が四五%から二八・五%へと削減され、これを契機に各市町村での国保財政悪化に拍車がかかり、保険料の引き上げが各地で相次いで大問題になつてゐるというふうに私は承知しています。

そこで、厚生省に事実確認を求めます。一人当たりの保険料が当時と今日では幾らからんになつてゐるのか。同じ時期の比較で収入に占める国庫支出金並びに保険料の割合、ウエートはどのように変化しているのか、数字だけお示しいただきたい。

○説明員(石本宏昭君) 昭和五十九年に医療保険制度の全体的な改正がございまして、その影響が出ておりますのが昭和六十年度でございますので昭和六十年度と平成四年度とを比較させていただきますと、保険料の対全体の収入比は三五・九%、国庫支出金は四六・〇%でございまして、ちなみに総収入が四兆八千六百四十六億でございました。平成四年度総収入六兆五千七百五十六億

でございますが、そのうち保険料・税の全収入で占める割合が三七・五%、国庫支出金が三六・五%でござります。なお、国庫支出金が割合として若干減しておりますのは退職者医療制度の創設に伴いまして退職者が増加してきたということがござりますが、一般被保険者に係ります国庫支出金割合は当時と変更はございません。また、国庫支出金の額そのものとしましては、これまで一貫して増額が行われております。

それから、世帯当たりの保険料でござりますが、六十年が十一万一千六百円、所得に占めます保険料の割合は六・四八%、平成三年度世帯当たり保険料は十四万八千六百円、対所得比は五・六四%ということです。

○有働正治君 保険料も相当高くなっているし、国庫支出金はやはりウエートとしては減つていて、保険料の收入の中での占める比率が上がつてしまふこと明記いたしましたけれども、これはいろいろ理屈は言われましたけれども明白なんですね。それから、低所得者層の増加も非常に進行して、職業別世帯数の構成割合を比べました一九六二年の社会保障制度審議会の答申、国庫負担の拡大の内容を示して、これを受けて政府が実施した市町村国保への国庫負担率の拡充措置の持つ意義といふのは、今日これだけ大きな問題になつてゐる中で改めてこの問題が重要な緊急になつてゐるというふうに私は考へるわけあります。

そこで、國務大臣としての自治大臣にお尋ねす

るわけであります。そこで、國務大臣としての國務大臣とした住民犠牲の方向では国保財政の矛盾は深まるばかりだと私は考へるわけあります。憲法と国保法本来の趣旨に基づきまして、社会保障制度に対する保険証取り上げという相互扶助を基本とした住民犠牲の方向では国保財政の矛

盾は深まるばかりだと私は考へるわけあります。

向だと考へるわけあります。

例えば国保新聞をひもといてみますと、市町村

の関係者からもそうした声が非常に強く出されています。とりわけ、政府管掌の健康保険あるいは組合健保などの負担割合といふのは保険者、被保険者が五分五分ということになつている点から見ても、また先ほど述べています高齢者を多く抱えている実態等々から見ましても、国の負担率の引き上げというのは国民から十分納得が得られる、合意が得られるものだと私は考へるわけあります。我が党としては、当面もとの四五%に回復させて、将来は五割に引き上げるべきだというふうに考へておるわけがあります。

時間がありませんので、大臣、端的にお願ひします。非常に考えておるわけですが、これについて積極的な対応を求めるわけであります。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 繰り返しになりますが、御指摘のように国保の場合には、加入者の方に高齢者が多いあるいは低所得の方が多いということです。財政基盤が脆弱であるということです。これが絶えず問題になり、その運営の安定化に常に心がけてきたところであります。したがいまして、真の安定化のためには医療費の高騰といふものを一体どういうふうにしていくべきなのか、あるいは医療保険制度における給付と負担のあり方という根本的な基本的な問題を解決しないかをいかぬといふことですので、財政基盤が弱くなる問題だと考へています。

本来国において適切な対策が講じられるべきである問題だと考へています。したがいまして既に医療保険審議会で負担のあり方について検討が開始をされておるところでございまして、自治省といたしましても国保問題の根本的な解決に向けまして関係省庁とともに検討を進めてまいりたい、こういふふうに考へておるところです。

○委員長(岩本久人君) 有働君、簡単に。

○有働正治君 一言だけ。

その検討の中に当然国庫負担問題も加味されるということだと思いますけれども、その点だけ、大臣。

好でどれだけ負担をすべきかという問題、それは当然入ってまいりますし、国保の問題も当然その中で入ってくる。その中でといましそうか、審議会の中での御議論になる、これは当然だと思います。

○有働正治君 終わります。

○委員長(岩本久人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、三重野栄子君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○西川潔君 どうぞよろしくお願いいたします。

今回、連立政権といたしまして初めて地方財政計画を策定されたわけですが、現在財政状況が非常に厳しい中でござますが、細川政権としての概要説明の中でも、「生活者、消費者の視点に立つた」という言葉で表現されおられます。財政状況が厳しい中ではあるわけですが、やりくり次第ではこういう新しい内容もできだたというふうな細川政権としてのセールスポイントなどをまず最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 地方財政の円滑な運営のためには何といつても地方交付税の金額といふもので、借金まみれではないかといふ御質問もありますので、借金まみれではないかといふ御質問もいただきましたけれども、私どもとしては十五兆五千億円の地方交付税、前年より若干多いといふことを確保するということが非常に大事でございまして、自治省といたしましても国保問題の根本的な解決に向けまして関係省庁とともに検討を進めまいりたい、こういふふうに考へておるところです。

○委員長(岩本久人君) 有働君、簡単に。

○有働正治君 一言だけ。

その検討の中に当然国庫負担問題も加味されるということだと思いますけれども、その点だけ、大臣。

というようになります。この措置を受けまして、地方公共団体から喜ばれる問題もございますし、きのうも御質問の中にございましたけれども、都市における地下鉄というのは大変多くの投資額が少ないものですから建設がおくれてその間結局金利負担に追われてしまうという状況になつておりますので、これも地方公共団体がやりやすいように第三セクターのものを許しましたし、あるいは地方単独事業として地下鉄等もやれるようになります。生活者、消費者重視という観点から、その視点を十分踏まえて地方財政計画をつくった次第でございます。

○西川潔君 そして、財政局長の補足説明の中では社会福祉関係を充実するというふうにおっしゃつておられました。

昨年の暮れあたりからでございますが、報道記事などを読ませていただきますと、大蔵省は来年度の地方財政が厳しい状況に置かれるために地方財政計画の歳出を厳しく抑制する考え方である、特に国庫負担を伴わない一般行政経費の圧縮、そしては大変心配でございまして、陰ながら自治省頑張ってくれといふうにお祈りしておつたわけですけれども、自治省といたしましては近年この社会福祉に大変力を入れておられます、毎年度二けた前後の伸び率を示すなど、この点を高く評価する声を私もたくさん耳にいたします。

来年度の伸び率は約八%増と今年度の伸び率よ

ついて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 明年度の地方財政計画の中では、社会福祉系統の経費につきましては御指摘のよつに八%の伸びを確保したところでござります。地方財政計画上では、社会福祉系統ということで一括計上したわけでございますけれども、この数値を受けまして、地方交付税の基準財政需

要額を算定するに当たりまして今御審議いただけおります交付税法の単位費用の積算の内訳の中いろいろな福祉施策の内容を充実させていただいているところでございます。

具体的には、ホームヘルパーの活動促進事業でございますとか老人の在宅福祉対策とかあるいはマンパワーの確保対策など、そういうものについての単位費用の積算基礎を充実して計算をするというようなことをやつておられます。

○西川潔君 また、平成三年度から地方財政計画で計上されてきました地域福祉基金について来年度の積み増しが見送られております。

この地域福祉基金につきましては、自治体においても積極的な基金の積み立てが行われ、この運用益によりましてそれぞの地域の実情に応じた福祉事業を今まで展開してこられたわけですけれども、我々身近な福祉をやつておる人間といたしましてはかゆいところに手が届く福祉といいますか、本当に身近な福祉事業の推進に大きな成果上がっております。いろいろ我々現場を回らせていただいてもそうですけれども、子供からおじいちゃんやおばあちゃんに至るまで大変皆さん喜んでおられるわけです。

来年度についてこの基金の積み増しを期待しておった自治体も少なくなかつたと思うわけですが、それでも、来年度この地域福祉基金が廃止されるに至つた経緯をせひお伺いしてみたいと思います。

そして、今後どのような方向で取り組んでいかれるのか、僕らも細かい福祉をいろいろやらせていただいているんですけれども、この部分もしっかりと御説明いただきたいと思うんです。

○政府委員(湯浅利夫君) この地域福祉基金は、

よつて各自治体にこういう基金を積んでもらつて、その運用益によりまして今御指摘のようなきめの細かい地域の実情に合つた福祉施策をやつてしまつところでございます。これを措置することに

わざでございます。この措置を受けまして、地方公共団体では平成五年度末の見込みで約一兆一千億円の積み立てが行われたというふうに調査結果が出ているところでございます。

そこで、一応この一兆円という規模のものが積み立てられたものでございますので、これを一つのベースにいたしまして自主的にいろいろな施策が展開できるんじゃないだろうかというようなことをございますし、また財政状況も極めて厳しいこともございまして、当面この一兆円余りの積立金を運用することによりましてきめ細かな福祉施策をやつていただき、また、これに先ほどお話しございました社会福祉系統の経費を八%増額いたしましたから、こういうもの等をうまく使つていただきことによつて当面の福祉施策は充実できるんじゃないだろうかというふうに考えています。

今後の方向につきましては、この福祉基金のこれから運用状況あるいは財政状況等をよく検討いたしまして今後の方向というものを詰めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○西川潔君 ゼヒまたよりよい方向に向けていただきたいと思います。

次に、地方交付税の算定基準の見直しにつきましてお伺いしたいと思います。

来年度の交付税額の算定基準に高齢者保健福祉費という項目が新たに設けられております。その理由と内容についてお伺いいたします。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方団体は、これから高齢化社会に対応いたしましていろいろな高齢者に対する対策を行つていく必要があるわけでございますが、そのためにはそれに必要な財源というものを的確に措置する必要があるだろうというふうに考えております。

○政府委員(湯浅利夫君) 各自治体では高齢化を背景に既に相

当な高齢化対策に取り組まれておるわけです。

そこで、そうした中で例えば私の地元の大坂では、大阪府の高齢化率というのは全国で四番目に低いわけなんですねけれども、今回のこの見直しによりまして今までの取り組みに支障が生じるようなことがあつてはならない、こういうふうに思うわけですねけれども、この点を自治省といたしましてはどういうふうにお考えなのか、お伺いしたい

と思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 高齢者保健福祉費等の主體というものは高齢者に対する施策の充実のための経費でございますから、これを的確に算入す

わけでございます。この措置を受けまして、地方公共団体では平成五年度末の見込みで約一兆一千億円の積み立てが行われたというふうに調査結果が出ているところでございます。

それで、一応この一兆円という規模のものが積み立てられたものでございますので、これを一つのベースにいたしまして自主的にいろいろな施策が展開できるんじゃないだろうかというようなことをございますし、また財政状況も極めて厳しいこともございまして、当面この一兆円余りの積立金を運用することによりましてきめ細かな福祉施策をやつていただき、また、これに先ほどお話しございました社会福祉系統の経費を八%増額いたしましたから、こういうもの等をうまく使つていただきことによつて当面の福祉施策は充実できるんじゃないだろうかというふうに考えています。

今後の方向につきましては、この福祉基金のこれから運用状況あるいは財政状況等をよく検討いたしまして今後の方向というものを詰めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○西川潔君 ゼヒまたよりよい方向に向けていただきたいと思います。

次に、地方交付税の算定基準の見直しにつきましてお伺いしたいと思います。

来年度の交付税額の算定基準に高齢者保健福祉費という項目が新たに設けられております。その理由と内容についてお伺いいたします。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方団体は、これから高齢化社会に対応いたしましていろいろな高齢者に対する対策を行つていく必要があるわけでございますが、そのためにはそれに必要な財源というものを的確に措置する必要があるだろうというふうに考えております。

○政府委員(湯浅利夫君) 各自治体では高齢化を背景に既に相

当な高齢化対策に取り組まれておるわけです。

そこで、そうした中で例えば私の地元の大坂では、大阪府の高齢化率というのは全国で四番目に低いわけなんですねけれども、今回のこの見直しによりまして今までの取り組みに支障が生じるよう

なことがあつてはならない、こういうふうに思うわけですねけれども、この点を自治省といたしましてはどういうふうにお考えなのか、お伺いしたい

と思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 高齢者保健福祉費等の主體というものは高齢者に対する施策の充実のための経費でございますから、これを的確に算入す

るためには、高齢者の人口というものを基準にして需要額を算入するということが最も的確に算定できるのではないかと思うわけでございます。

御指摘のように、高齢者の比率の低い団体につきましても従来からこの社会福祉費なり保健衛生費の中で措置をしていたわけでござりますから、このレベルを落とすということじやないわけござります。これをベースにしてこれから充実していくということでござりますから、そういう地域はそういう地域なりに今後も取り組みができるような財源措置というものはやつていかなければならぬというふうに考えておりますので、この点の御心配はまずないんじやないかというふうに考えておりますけれども、よくこの点は注意をして運用してまいりたいと思います。

○西川潔君 安心をいたしました。それでは安心をして次に移りたいと思います。

老人保健拠出金の算定に用いる老人加入率の上限の問題について、今度は厚生省の方にもお伺いをしたいと思うわけですが、昨年の十二月十五日にまとめられました老人保健審議会の意見書の中で、医療費拠出金の老人加入率上限二〇%問題について提言がなされました。その内容と、現在この点についてどのような問題が生じているのか、昨年示されました国民健康保険中央会の調査結果も含めまして御説明をいただきたいと思います。

○説明員(石本宏昭君) 西川委員御指摘のおおり、昨年の十二月十五日に老人保健審議会の意見書の中で、医療費拠出金の老人加入率上限二〇%問題については、今後速やかに関係者間で協議の場をつくって幅広く議論を進め、厚生大臣合意がございまして、この問題については、今後の最大の課題は国保側で現在事務的な準備にかかるておるという状況でございます。

なお、老健拠出金の二〇%問題は国保にどう影響するのか、また中央会の資料はどうなつておるかという御指摘でございますが、御案内のとおり

り、老健拠出金の算定に際しましては、個別の保険者について極端に大幅な調整を避けるという観点から、七十歳以上の方々の加入率が幾ら多くても二〇%ということで上限を設定しているところでございます。

しかしながら、他の健保組合あるいは共済組合に比べまして加入者の高齢化が進んでおります國保におきましては、平成三年度でこの加入率二〇%を超えます國保の保険者は千五百二十一保険者に達しております。この二〇%を超えたところ

が財政を圧迫している保険者も多いということでお保険関係者からは上限措置の撤廃が強く希望されておりまして、この二〇%を超えたところにおいては、この二〇%を超える市町村における保険者も多いといふところです。そこで、國保中央会は平成四年度の資料をとつてあります。その中で、この二〇%を超える市町村国保保険者数は千八百、それから拠出金の影響額、いわば二〇%上限がなかりせばどういうことになるかと、いいう影響額を約七百億円と試算しておりますところでござります。

○西川潔君 そこで、老人加入率が上限を超えておるところに對しましてはどのような処置が今まで講じてこられたのかというのを厚生省と自治省にお伺いしたいと思います。

○説明員(石本宏昭君) 昨年度の平成五年度の国保制度改革におきまして、平成四年の暮れに自治、厚生、大蔵三大臣合意がございまして、この中で老人加入率の上限措置二〇%の影響について、この問題に対する制度的な対応が講じられておりました。

までの間の当面の措置として、老人保健拠出金に

対する影響分の四分の一、つまり半分が国庫負担

でござりますので、残りの保険料負担部分のそ

の半分を調整交付金によりまして補てんするとい

う措置をとつておるところでござります。

○西川潔君 そこで、今後の最大の課題は国保側

と被用者保険側との意見調整だと思うわけだけ

れども、これまでその両者というのはどういう見

解を示しておられるわけですか。

○説明員(石本宏昭君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、これから老人保

健審議会におきまして幅の広い御議論、御意見を賜りながらこの問題について積極的に解答を出していくという姿勢でございます。

国民健康保険サイドにおきましては、先ほど申しあげましたとおり、この二〇%上限の存在が老健費の公平な共同負担という老人保健法の趣旨を実質的に損なっている、また該當する市町村の国保財政に甚大な影響を及ぼしておるというところから、早急にこの措置は撤廃すべきであるという意見でござります。

他方、健保組合を中心とした健康保険サイドは、二〇%上限の設定は加入者按分率など老健拠出金のあり方に關するほかのルールと一緒に設定されたものでありますことから、二〇%問題の解決を取上げて撤廃を論じることに強く反対をしております。そこで、この二〇%を超える市町村国保保険者数は千八百、それから拠出金の影響額、いわば二〇%上限がなかりせばどういうことになるかと、いいう影響額を約七百億円と試算しているところでござります。

○西川潔君 そこで、老人加入率が上限を超えておるところに對しまして幅広く議論が進んでいくことを期待しているところでござります。

こうした両者の意見を調整するために、今後とも老人保健審議会におきまして幅広く議論が進んでいくことを期待しているところでござります。

○西川潔君 大変不安で心配で、皆さん方大変な問題であります。

この老人保健審議会の意見書では、「今後速やかに関係者間で協議の場を作り、幅広く議論を進め、国民健康保険制度の動向も見つつ、具体的な対策を講じることが求められる。」、こういうふうに提言されています。また、大蔵、自治、厚生の三省は国保制度を平成七年度から抜本的に改革することを了解しているという報道を僕も読ませていただきました。

今後、この問題解決のためにはどういった具体策が望ましいと考えておられるのか、厚生省には後日予算委員会等を通じて詳しく御説明をいただきたいたいと思うのですが、本日は自治省に、地共済としてどのようにお考えであるかも含めまして御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 財政局としては、國保財政を健全化したいという立場と、それから地方公務員の共済制度もまた健全な運用をしてもらいたいという両方の立場がございまして、國保の苦

しいところを聞きますと、これは何とかこういう問題、二〇%も撤廃できないかと思うのでございりますけれども、今度は片一方の地共済の立場に立たずかなくなるとか、なかなか難しい選択だといふうに考えております。

先ほど先生も御指摘のように、老人保健審議会でいろいろ今御論議をいたしておりますので、何かいい解決策がないかということで今まで思案投げ首といふところでございます。両方が何とか上げましたとおり、この二〇%上限の存在が老健費の公平な共同負担という老人保健法の趣旨を実質的に損なっている、また該當する市町村の国保財政に甚大な影響を及ぼしておるというところから、早急にこの措置は撤廃すべきであるという意見でございます。

しかし、その必要となる費用をだれがどのように負担していくのか、そしてその仕組みはどのような姿勢でありますか。でも、人間といたしまして死はだれにでも訪れてまいりますが、やっぱり老後の不安な生活というのが一番寂しいかと思います。それぞれ省庁は大変でしょうが、どうぞいい方向に向けていただきたいと思うわけです。

これらの超高齢化社会を迎えるに当たりまし

て、その必要となる費用をだれがどのように負担していくのか、そしてその仕組みはどのような姿勢が望ましいのかということを大きなテーマとして国民一人一人が考えなくてはならない大変重要な時期にあるわけです。地方自治を預かる佐藤自治大臣といたしましては、この問題をどのようにお考えであるか、難しい答弁になろうかとは思いますが、お聞かせいただいて、最後の質問にしたいと思います。

今後、この問題解決のためにはどういった具体策が望ましいと考えておられるのか、厚生省には後日予算委員会等を通じて詳しく御説明をいただきたいたいと思うのですが、本日は自治省に、地共済としてどのようにお考えであるかも含めまして御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 御指摘のように、大変難しい幅の広い問題でございまして、きょう閣議でも厚生省の方から、厚生大臣の私的諮問機関である二十一世紀の福祉ビジョンのあり方につきまして一定の見解が示されたわけでござりますの

で、そのあたりを十分勘案しながら、かつ国民が一体どのくらいの福祉の水準を望むのか、それを負担するのはどうすべきなのか、そういう観点から受益と負担の関係というものはいろいろ考え

ていかなきやいかぬ、また国民の皆さんの御理解もいただかなきやならぬということをございますて、そういう意味では、税の政策としてどうあるべきなのか、社会保障の観点からどうなのか、あるいは財政がどうそれに対応すべきなのか、そのあたりが総合的に検討していかなきやいかぬことだと思っております。

それで、今度の与党的税制改革協議会の中でもそのあたりの一定の方向を出す中で、税制協議会でござりますので、税につきましてははどうあるべきか、社会福祉についてはどうあるべきなのか、国民負担のあり方をどうすべきなのか、そのあたりを総合的に勘案していくテーマだと思っております。一自治大臣としてこうだというよりは、やはり国民的な合意なくしてこの高齢化社会といいうものをいい意味で過ごすというわけにはいかぬわけでござりますので、そういうあらゆる観点から国民の合意が得られるようには我々としても対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですか

から、質疑は終局したものと認めます。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の修正について石渡君から発言を求められておりま

すので、この際、これを許します。石渡清元君。

○石渡清元君 私は、自由民主党を代表いたしま

して、たゞいま議題となりました地方税法及び地

方財政法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

我が国の経済が最長、最悪と言われる不況から依然として脱却できない原因の一つとして土地取引の停滞が挙げられております。このため、景気対策の観点から、税制面を中心に土地の流動化を促進するための積極的な施策の展開が求められておりますが、今次税制改正における措置では極めて不十分であります。

まず、現行の土地の譲渡益に対する課税は、平成三年度に地価高騰に対処するためとられた極めて高い税率がそのまま残されております。土地取

引の実態について見ますと、平成三年の土地の譲渡所得は十八兆円だったものが、翌四年には七

〇%も急減して五兆四千億円となっております。

これは土地の譲渡所得に対する重課によるもので

あります。

また、固定資産税の評価額引き上げに伴い、こ

の評価額を課税標準とする不動産取得税の税額が

急激に上昇することに対し、今回の政府の改正案

ではそれぞれ負担の調整措置をとることとしてお

りますが、土地取引の活性化が重要な課題とされ

ている今、思い切った対策が必要であります。

次に、修正案の内容について御説明いたします。

第一は、不動産取得税の特例についてであります

が、宅地評価土地の取得に対して課する不動産

取得税の課税標準を、その取得が平成六年一月一

日から八年十二月三十一日までの間に行われた場

合に限り、価格の二分の一の額とする特例措置を

講することとしたしております。

第二は、長期譲渡所得に係る道府県民税及び市

町村民税の課税の特例についてでありますが、長

期譲渡所得でその基因となる土地等の譲渡が平成

六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの

間に行われたものについては、道府県民税の所得

割に係る税率を現行の百分の三から百分の二に

以上が本修正案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらん

ことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) これより地方税法及び地

方財政法の一部を改正する法律案並びに修正案に

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

ます。対、修正案に賛成の討論を行います。

御承知のように、我が国経済は現在戦後最大の

不況下にあり、個人消費や民間設備投資の低迷に

加え、急激な円高等の影響から、極めて深刻な状

況に置かれています。政府は、これまで数次に

わたり経済対策を講じたところであります

が、依然として景気回復の足取りは重く、その速

やかな回復を図ることは緊急の課題となつております。

こうした状況の中で、内需拡大による本格的景

気回復の実現を図るために、減税に期待する声が國

民の間で強まっていることは周知のとおりであります。

政府が今回平成六年度限りの措置として五

兆四千七百億円の所得税、住民税の特別減税の実

施を提案しておりますのも、こうした国民の声に

こたえようとする努力のあらわれと思われます

が、単年度限りの措置であることや、恒久的な減

税財源の手当でがなされでないなど問題が多い

ことは申し上げるまでもありません。しかし、現

下の内外の情勢を考えれば、政府原案にある減税

に対しては臨時特例の措置としてやむを得ない点

もあり、必ずしも反対するものではありません。

しかししながら、景気回復への大きな手がかりの

一つが土地取引の活性化にあることは多くの識者

が指摘するところであります。地価が鎮静化した

今日、土地取引の流動化により景気対策の徹底を

図るため、修正案による土地譲渡益課税の大幅な

軽減や不動産取得税の現行負担水準での据え置き

など、土地税制での減税をさらに強化することが

求められていると考えるのであります。

政府原案は、一応土地の評価がえに伴う不動産

取得税の課税標準の特例措置等土地に対する税負

担の軽減措置を設けてはおりますが、土地取引の活性化に対する十分な配慮がなされておらず、景

気対策として徹底を欠くものであると言わざるを得ません。

修正案は、こうした政府原案の不徹底さを改

め、土地税制に大胆な政策減税を導入し、所得減

税と相まって国民の期待にこたえ、景気の速やか

な回復を図ろうとするものであり、その考え方には多くの方の御賛同を必ずや得られるものと確信するところであります。

私は、この修正案が長期にわたり低迷を続ける

我が国経済の回復にとって不可欠なものであるこ

とを改めて明確に申し上げ、政府原案に反対し、

修正案に賛成する討論といたします。

○岩崎昭弥君 私は、連立与党を代表して、地方

税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に賛成し、自民党から出された修正案に反対の立場で

討論いたします。

御承知のように、今日の不況はひところ昭和初

年の恐慌に似ていると言われた経済現象であります。

政府が今回平成六年度限りの措置として五

兆四千七百億円の所得税、住民税の特別減税の実

施を提案しておりますのも、こうした国民の声に

こたえようとする努力のあらわれと思われます

が、単年度限りの措置であることや、恒久的な減

税財源の手当でがなされでないなど問題が多い

ことは申し上げるまでもありません。しかし、現

下の内外の情勢を考えれば、政府原案にある減税

に対しては臨時特例の措置としてやむを得ない点

もあり、必ずしも反対するものではありません。

しかししながら、景気回復への大きな手がかりの

一つが土地取引の活性化にあることは多くの識者

が指摘するところであります。地価が鎮静化した

今日、土地取引の流動化により景気対策の徹底を

図るため、修正案による土地譲渡益課税の大幅な

軽減や不動産取得税の現行負担水準での据え置き

など、土地税制での減税をさらに強化することが

求められていると考えるのであります。

政府原案は、一応土地の評価がえに伴う不動産

取得税の課税標準の特例措置等土地に対する税負

担の軽減措置を設けてはおりますが、土地取引の活性化に対する十分な配慮がなされておらず、景

気対策として徹底を欠くものであると言わざるを得ません。

修正案は、こうした政府原案の不徹底さを改

め、土地税制に大胆な政策減税を導入し、所得減

税と相まって国民の期待にこたえ、景気の速やか

な回復を図ろうとするものであり、その考え方には多くの方の御賛同を必ずや得られるものと確信するところであります。

私は、この修正案が長期にわたり低迷を続ける

我が国経済の回復にとって不可欠なものであるこ

とを改めて明確に申し上げ、政府原案に反対し、

修正案に賛成する討論といたします。

じないよう配慮し、措置されております。

したがつて、これらの改正は、最近における社会経済情勢、住民負担の現状、地方財政の現況等から見て、いずれも適切妥当なものであると考えるのであり、原案は可決成立させるべきものであると考える次第であります。

以上をもつて、私の原案賛成、修正案反対の討論といたします。

○委員長(岩本久人君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

本修正案は、石渡君提出の修正案の採決を行います。

まず、石渡君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(岩本久人君) 少数と認めます。よって、石渡君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、石渡君から発言を求められておりますので、これを許します。石渡清元君。

○石渡清元君 私は、ただいま可決されました地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、平成六年度の特別減税等に伴い発行する特例地方債の償還財源については、税制改革の実現を図る中で地方税源の充実によつて適切

に確保すること。

二、税制改革に当たつては、地方財政の健全化を図るとともに、地方団体が高齢化の進展等に伴い増大する行政需要に的確に対応し得るよう、地方税源の充実を基本として、地方分権の推進に即応した安定的な地方税体系を確立すること。

なお、恒久的な個人住民税減税とその財源問題についても、地方税の直間比率の是正等の観点を踏まえた税制の改革の中で結論を得ること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(岩本久人君) ただいま石渡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 多数と認めます。よつて、石渡君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤自治大臣。

○國務大臣(佐藤樹君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、石渡君から発言を求められておりますので、これを許します。石渡清元君。

○石渡清元君 私は、ただいま附帯決議案に對し、佐藤自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

第一は、政策減税による減収分、通常の財源不足分について、いずれも地方の負担としており、

例方債の償還財源については、税制改革の実現を図る中で地方税源の充実によつて適切

借り入れで補てんしていますが、その償還は全額国が行い、国の責任による財源補てんの処理がなされました。ところが、本改正案は、大量の建設地方債を発行した上で、減税分と財源不足を補う交付税特別会計借入金の償還はすべて地方負担とされ、十八年ぶりという赤字地方債の発行とうまくまで行っています。かつての自民党政権のもとでもなかつたこうした法案は到底賛成できません。

第二は、地方財政の健全化のためには、昭和五十九年度以降交付税特別会計における新たな借り入れ措置は原則として行わないとした政府方針を入れています。年度当初から踏みにじり、二兆九千百七十九億円もの特会金借り入れを行つてあります。年度当初からとくには、自民党政権下でもなかつた初めてのこととあります。地方財政計画では、赤字地方債や公共事業債を初めて、前年度の一・七倍もの大量の地方債を発行し、地方債への依存度を八・一%から一・三・一%へと急激に上昇させていました。地方財政の健全化とは全く逆の方向を認めるわけにはいきません。

第三は、地方へ実際に配分される地方交付税総額が前年度比わずか〇・四%の増額の中、保健所運営費を初め三百三十億の国庫補助金等を新たに一般財源化、私学関係者の反対を無視した高校以下での私学助成の二・五%カットなど多数の国庫補助金の削減が行われ、これに対し、わずか六百六十八億の交付税総額の増額で財源措置をしたことでどめていることがあります。自治体にとってみれば、他の財政需要を圧迫するか一般財源化した補助金そのものの財源措置を縮減するしか選択肢がないことになり、重大な影響は避けられません。

また、政府は、法律等に基づく地方交付税総額への繰入加算額については、七千八百八十億円を先送りし、わずか一千七百六十億円のみを計算しただけにとどめました。国が繰り入れるべき額の多くを先送りすることによって留保されている交付税の額は四兆円をはるかに超えており、事は重大です。

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと存じます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

石渡君から発言を求められておりますので、これを許します。石渡清元君。

○石渡清元君 私は、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議及び二院クラブの各派共同提案による地方財政の拡充強化に関する決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

地方政府の拡充強化に関する決議(案)

政府は、今日の厳しい経済情勢のもとにおいて、地方政府の長期的な安定と発展を図り、

地方政府の課題に的確に対応し、諸施策を着実に推進するため、左記の事項について措置すべきである。

一、百兆円を超える多額の借入金が将来の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんが

れ法案として扱われておらず、法律から見てもそれは明白であります。こうした重要な法案を日切れ

て、本案は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(岩本久人君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

み、地方一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。特に、税制の抜本的見直しに当たっては、平成六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び増発された地方債の償還を含めて、地方分権の時代にふさわしい地方税財源を確保すること。

二、高齢化社会に対応し、地域福祉を推進するため、地方団体が単独で行う社会福祉経費の充実を図ること。

三、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進し、自主的・主体的な地域づくりを更に進めるため、地方単独事業の一層の充実を図ること。

四、地方団体が積極的かつ主体的に取り組むことが求められている環境問題、農山漁村対策、森林・山村対策、国際交流、地域文化、消防等の諸施策については、財政措置の充実を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(岩本久人君) ただいまの石渡君提出の決議案の採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。

よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤自治大臣から発言

を認められておりますので、この際、これを許します。佐藤自治大臣。

○國務大臣(佐藤觀樹君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(岩本久人君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

[参照]

地方税法及び地方財政法の一部を改正する

法律案に対する修正案

案の一部を次のように修正する。

第一条のうち附則第十二条の四の次に一条を加

える改正規定のうち附則第十二条の五第一項及び

第二項中「三分の二(当該取得が平成六年一月一

日から同年十二月三十一日までの間に行われた場

合にあつては、二分の一」を「二分の一」に改

め、同条第三項中「附則第十二条の四第五項第一

号」を「前条第五項第一号」に、「次の表の上欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表

の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと

する」を「これらの規定中「登録された価格」と

あるのは「登録された価格」当該価格のうち附

則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部

分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評

土地の部分の価格の二分の一に相当する額を計算

して得た額」と、「決定した価格」とあるのは

「決定した価格(当該価格のうち附則第十二条の五

第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分

の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の

価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」

とする」に改め、同項の表を削る。

第一条のうち附則第三十二条の三第一項の次に

一項を加える改正規定中「三分の二(当該取得の

うち平成六年一月一日から同年十二月三十一日ま

での間にされたものにあつては、二分の一」を

「二分の一」に改める。

第一条のうち附則第三十四条第四項の改正規定

中「加える」を「加え、同条に次の一項を加え

る」に改め、同改正規定に次のように加える。

5 第一条に規定する譲渡所得で、その基因と

なる土地等(租税特別措置法第三十一条第一

項に規定する土地等をいう。)の譲渡(同条第

一項に規定する譲渡をいう。)が平成六年一月

一日から平成七年十二月三十一日までの間に

行われたもの(次条及び附則第三十四条の三

の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。)に係る第一項及び前項の規定の適用について、第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、前項中「百分の三」とあるのは「百分の六」とあるのは「百分の二」とあるのは「百分の四」とする。

附則第四条第四項中「三分の二(当該譲渡した

土地を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までに譲渡した場合にあつては、二分の一」

を「二分の一」に改め、同条第五項中「二分の二

(当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同

年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあつては、二分の一」を「一分の一」に改める。

平成六年四月十一日印刷

平成六年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0